

危機管理連絡会議

日時：平成 29 年 11 月 9 日（木）18:00 ～

場所：県庁 405 会議室

協議事項

島根県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性を受けた
本県の対応について

平成29年11月9日
消費者くらし政策課

島根県松江市での高病原性鳥インフルエンザ（H5N6亜型）の発生に伴う対応について

本日、環境省 自然環境局 野生生物課から、島根県松江市において11月5日に回収されたコブハクチョウ1羽の死亡個体について、確定検査を鳥取大学で実施したところ、11月9日に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出されました。

このことを踏まえ、環境省では、本事例の確定検査陽性を受け、現在、全国で実施している野鳥サーベイランスの対応レベルを「対応レベル1」から「対応レベル2」に引き上げました。

1 県の対応

(1) 警戒区分の引き上げ

本県における死亡野鳥の取扱いについて、警戒区分を「レベル2」に引き上げ、野鳥の監視及び死亡野鳥の検査を強化

(2) 県民への注意喚起

動けなくなっていたり、死亡している野鳥を見つけた場合は、触ったり、近づいたりしないようにしてください。

また、死亡野鳥を回収する場合は、素手で触らず、新聞紙に包み、ビニール袋に入れて回収してください。

なお、リスク種と思われる野鳥を発見した場合には、下記相談窓口まで御連絡下さい。（県のホームページで周知）

◆県HP：<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014041300010/>

◆環境省HP：http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

(3) 相談窓口の設置

野鳥の高病原性鳥インフルエンザに関する相談窓口を次のとおり設置します。

なお、平日夜間、休日、祝日は、監視室（電話 088-621-2057）で相談を受け付けています。（相談内容が専門的な場合は、専門窓口に取り次ぎます。）

【相談窓口】

徳島県危機管理部県民くらし安全局消費者くらし政策課

電 話 088-621-2262

開設時間 平日8:30～18:15

※時間外、休日の連絡先：088-621-2057

表1) 死亡個体の搬送基準

警戒区分	消費者くらし政策課の対応				
	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査（死亡野鳥等調査）			
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種
通常時 (対応レベル1)	情報収集	1羽	3羽	5羽	5羽
	監視	以上	以上	以上	以上
(国内発生時) (対応レベル2)	監視強化	1羽	2羽	5羽	5羽
		以上	以上	以上	以上
(国内複数発生時) (対応レベル3)	監視強化	1羽	1羽	3羽	5羽
		以上	以上	以上	以上
県内・県境での発生時 (野鳥監視重点区域)	監視強化	1羽	1羽	3羽	3羽
	緊急調査	以上	以上	以上	以上
※発生地から半径10km以内の区域(基本)	発生地対応				

検査優先種

(9目11科)

検査優先種 1 (17種)

カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コクチョウ* コブハクチョウ* コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ ヒドリガモ キンクロハジロ	カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オオタカ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成 22 年度及び 28 年度の発生時を合わせた感染確認率が 5%以上であった種。
--	---	---

*重度の神経症状が観察された水鳥類

検査優先種 2 (11種)

カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ ツル目クイナ科 オオバン	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ ノスリ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本と韓国等において死亡野鳥で感染確認のある種を含める。
---	--	---

検査優先種 3

カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等 (検査優先種 1、2 以外全種) カイツブリ目カイツブリ科 ハジロカイツブリ等 (検査優先種 1、2 以外全種) カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 アオサギ ツル目ツル科 タンチョウ等 (検査優先種 1、2 以外全種)	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種 1、2 以外全種) タカ目 トビ等 (検査優先種 1、2 以外全種) フクロウ目 コミミズク等 (検査優先種 1、2 以外全種) ハヤブサ目 チョウゲンボウ等 (検査優先種 1、2 以外全種)	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種 1 あるいは 2 に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
--	--	---

その他の種

上記以外の鳥種すべて。

猛禽類以外の陸鳥類については、カラス類以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。また、国内のカラス類の感染例はいずれも家きんの発生に関連すると考えられることから、その他の種とする。

野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡が見られた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。

事務連絡
平成 29 年 11 月 9 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

国内での高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6 亜型) の確認
に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

本日、島根県の死亡野鳥において、高病原性の鳥インフルエンザウイルス (H5N6 亜型) が検出されました。

今回、国内単一箇所での発生となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下マニュアル) に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル 2」に引き上げます。

サーベイランスに当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」(平成 29 年 9 月 12 日付け環自野発第 1709121 号) 及びマニュアルに従い、地域の実情を踏まえつつ、監視体制の強化等について万全を期されるようお願いします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに当方までお知らせくださるようお願いします。

担当：野生生物課鳥獣保護管理室 西山、岩野、鎌田、鈴木
電話 03(5521)8285

報道各社御中 ← 環境省広報室

島根県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性及び緊急調査チームの派遣について (H29.11.9 15:00)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

発号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	監視重点区指定状況
1	島根県	松江市	コバクチョウ	11/5 回収	陽性	陽性	11/9・確定 H5N6亜型	11/5指定
2	島根県	松江市	キンクロハジロ	11/7 回収	陽性	陽性	確定検査機関で 検査中	11/7指定

(本枠内下線が今回の情報です。)

【案件No.1について】

・島根県松江市において11月5日に回収されたコバクチョウ1羽の死亡個体について、確定検査を鳥取大学において実施したところ、11月9日に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出されました。

・環境省では、緊急調査チームを11月13日(月)～15日(水)現地派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施します。

緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

- ①日程：11月13日(月)～15日(水)
- ②人数：野鳥等調査の専門業者2名程度
中国四国地方環境事務所職員及び島根県職員が同行予定
- ③主な調査内容：現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無の確認、現地指導等)
- ④現地取材 場所：島根県松江市斐川町坂田 2896 宍道湖西岸なぎさ公園
時間：11月13日 14:00～(30分程度)
- ⑤調査結果：15日(水)発表予定
- ⑥調査に関する問合せ先：中国四国地方環境事務所野生物課(086-223-1561又は090-7353-3080)までお問い合わせください。
- ⑦取材される場合の留意点

○調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

・なお、野鳥サーベイヤランスにおける全国の対応レベルについては、本事例の確定検査陽性を受け、国内単一箇所発生時の「対応レベル2」に引き上げられています。

【参考：No.1の案件について】

- 1 主な経緯等
 - (1) 死亡野鳥の確認地点
島根県松江市
 - (2) 経緯
 - ・コバクチョウ1羽の死亡個体を回収(11月5日)。
 - ・同日、島根県において簡易検査を行ったところA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出たとの旨、報告があった。
 - ・同日、回収等地点の周辺10KM圏内を野鳥監視重点区に指定し、監視を強化中。
 - ・鳥取大学において確定検査を実施し、11月9日に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明。

2 今後の対応

- (1) 全国での対応レベルは、対応レベル2として監視を強化中。
- (2) 現在、鳥取大学で確定検査を実施しているNo2については、11月7日に指定した野鳥監視重点区において、野鳥の監視を引き続き強化。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載) に準じて適切に対応。

【留意事項】

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- ・現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成29年11月9日(木)
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：西山 理行 (内線6470)
感染症対策係長：岩野 公美 (内線6676)